

伊丹市社会福祉法人審査会設置要綱

(目的)

第1条 伊丹市が所管する社会福祉法人（以下「法人」という。）の設立認可及び法人に対する行政処分の内容について事前審査を行うとともに、法人の適正な運営を図るため、健康福祉部内に伊丹市社会福祉法人審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 審査会は、会長、委員及び臨時委員をもって組織する。

2 会長は、健康福祉部長をもって充てる。

3 委員は、健康福祉部地域福祉室長、総合政策部政策室主幹及び財政基盤部財政企画室財政企画課長をもって充てる。

4 臨時委員は、次に掲げる職員をもって充て、それぞれ当該各号に定める場合について当該場合に係る審査会に出席する。

(1) 健康福祉部地域福祉室介護保険課長 審査に係る法人が高齢者福祉に関する施設又は事業を経営する場合

(2) 健康福祉部地域福祉室障害福祉課長及び健康福祉部生活支援室こども福祉課長 審査に係る法人が障害福祉に関する施設又は事業を経営する場合

(3) 健康福祉部生活支援室こども福祉課長 審査に係る法人が児童福祉に関する施設又は事業を経営する場合（第一種社会福祉事業又は第二種社会福祉事業のうち児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2の2第1項に規定する障害児通所支援事業（以下同じ。）及び同条第7項に規定する障害児相談支援事業（以下同じ。）の場合に限る。）

(4) 教育委員会事務局こども未来部幼児教育保育室教育保育課長 審査に係る法人が児童福祉（認定こども園を含む。）に関する施設又は事業を経営する場合（第二種社会福祉事業（障害児通所支援事業及び障害児相談支援事業を除く。）の場合に限る。）

(職務)

第3条 会長は、審査会を総括する。

2 委員及び臨時委員は、会長の命を受けて審査会の業務を処理する。

(審査会の業務)

第4条 審査会の業務は、次のとおりとする。

- (1) 法人設立に関する要件の審査及び法人設立代表者のヒアリング
- (2) 法人に対する行政処分についての事前審査
- (3) 審査結果に基づく指示
- (4) その他法人運営に関すること

(会議)

第5条 審査会は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会長が会議に出席できない場合は、委員の中からあらかじめ会長が指名する委員が議長代行を務める。

3 審査会は、委員の半数の出席がなければ、その会議を開き、議決することができない。ただし、法人設立代表者のヒアリングを行う場合はこの限りではない。

4 前項の規定にかかわらず、議長が会議を招集する必要がないと認めるときは、持回り決裁をもって会議の開催に代えることができるものとする。

5 審査会の議事は、出席委員の過半数で決定し、可否同数のときは、議長若しくは議長代理の決するところによる。

6 会長は、必要があると認めるときは、審査会に構成員以外の関係者を出席させることができる。特に、法人設立に係る審議にあたっては、必要に応じて法人設立代表者に出席を求め、設立趣意、運営理念、事業計画等について説明を求めるものとする。

7 審査会の会議は、公開しない。ただし、審査会が必要と認めるときは、公開することができる。

(庶務)

第6条 審査会の庶務は、健康福祉部地域福祉室法人監査課において処理する。

(細則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、審査会の運営に関して必要な事項は、会長が定める。

付 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和2年6月8日から施行する。

付 則

この要綱は、令和6年2月29日から施行する。